

新島学園短期大学同窓会会則

第一章 総則

(名称)

第1条 本会は、新島学園短期大学同窓会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、新島学園短期大学内に置く。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の親睦を図り、新島学園短期大学（以下、母校という）の発展に寄与することを目的とする。

第二章 会員構成

(会員)

第4条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 母校に在籍した者をもって会員とする。
- (2) 特別会員 母校の教職員、旧教職員および役員会で承認された者を特別会員とする。

第三章 事業

(事業)

第5条 本会は、その目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 親睦会の開催。
- (2) 教育等に関する研究会、講演会および講習会の開催。
- (3) 会員名簿、会報等の発行。
- (4) 同期同窓会の援助。
- (5) その他必要と認めた事項。

第四章 幹事および役員等

(幹事)

第6条 幹事は、次のとおり選出する。

- (1) 卒業年度別 若干名（在学時の学友会の有志）。
- (2) 母校を卒業し、学園の職員となった者。
- (3) その他役員会で認めた会員。

(資格喪失)

第7条 本会は、次の事項の発生に基づき、会員の資格を喪失するものとする。

- (1) 本人の死亡によるとき
 - (2) 本人の退会の申告によるとき
 - (3) 本人が、本会の秩序を著しく乱しまたは体面を傷つけたとき、あるいは母校の名誉を著しく傷つけまたは損害を与えたとき
2. 前項第3号の理由による資格喪失の場合は、役員会の承認を要する。

(役員)

第8条 本会は、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 書 記 若干名
- (4) 会 計 2名
- (5) 監 査 1名
- (6) 幹 事 若干名

(役員を選任)

第9条 役員を選任は会員の中から総会において選出する。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長が事故あるときは職務を代行する。
- (3) 書記は会議の議事録作成および保管にあたる。
- (4) 会計は予算および決算、金銭の出納にあたる。
- (5) 監査は本会の業務および会計の監査にあたる。また、臨時会議に出席することができる。
- (6) 幹事は会員をまとめ、会員との連絡・調整を行い、会長の諮問に応え、会長が必要と認めた時召集する。

(役員の任期)

第11条 役員の仕事は定期総会から次年度の定期総会までの1年とし、再任を妨げない。

2. 役員に欠員が生じた場合または遠隔地に移転したため連絡支障をきたした場合は、会長の推薦により役員会で承認し、総会の時に報告する。その場合、任期は残存期間とする。ただし再任は妨げない。

(役員会)

第12条 役員会の議決は、出席した役員の仕事の過半数をもって定める。

ただし委任状をもってこれに充当することを認める。賛否同数の時は議長（会長）の決するところとする。幹事は会長が必要と認めた時召集する。

(顧問)

第13条 本会は顧問を置く。

- (1) 理事長および学長。
- (2) その他会長が必要と認め、役員会で承認された者。

(相談役)

第14条 本会に相談役を置く。

- (1) 母校の学務課職員。
- (2) その他会長が必要と認め、役員会で承認された者。

第五章 会議

(会議の種類)

第15条 本会の会議は次のとおりとする。

- (1) 定期総会 毎年5月に開催することを原則とし、会長が招集する。
- (2) 臨時総会 会長が特に必要と認めた時に招集する。
- (3) 役員会 必要に応じて随時会長がこれを招集する。

(総会)

第16条 総会は本会の最高議決機関である。

2. 本会の招集は会議の7日前までに会議開催の場所、日時および会議に付議すべき事項を告知しなければならない。
3. 総会の議決は出席した会員の過半数をもって定める。ただし、委任状をもってこれに充当すると認め、告知に対して返信がない場合、議長に委任したものとする。また、賛否同数のときは、議長の決するところによる。
4. 総会は、役員会をもって代わることもできる。この場合、役員会の権限等、すべて総会と同様とする。

(総会の決議事項)

第17条 総会は次の事項を審議し決定するものとする。

- (1) 役員を選任と解任。
- (2) 決算の承認と予算の決定。
- (3) 前年度の事業報告および事業計画の承認。
- (4) 会則の変更。
- (5) その他、会長が必要と認めた事項。

第六章 会費

(経費の支弁および会費等)

第18条 本会の経費は入会金および寄付金をもってこれに充当する。

2. 会費は正会員となるための終身会費(10,000円)を入学時に納入するものとする。

第19条 会費は、総会の議を経なければ他の目的に運用することはできない。

第20条 本会の収支決算は監査を受けて総会に報告しその承認を受けなければならない。

第21条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

附 則

- 附 則 本会の会則は 1991 年 4 月 1 日に制定し、同日から施行する。
- 附 則 (1993. 7. 10 一部改正)
この改正は 1993 年 7 月 10 日から施行する。(第 5 条関係)
- 附 則 (1997. 7. 26 一部改正)
この改正は 1997 年 7 月 26 日から施行する。(第 5 条関係、第 6 条関係、第 9 条関係、第 11 条関係、第 14 条関係、第 15 条関係、第 19 条関係)
- 附 則 (1998. 5. 30 一部改正)
この改正は 1998 年 5 月 30 日から施行する。(第 6 条関係、第 9 条関係、第 16 条関係)
- 附 則 (2000. 5. 27 一部改正)
この改正は 2000 年 5 月 27 日から施行する。(第 15 条関係、第 16 条関係)
- 附 則 (2001. 6. 16 一部改正)
この改正は 2001 年 6 月 16 日から施行する。(第 8 条関係)
- 附 則 (2002. 5. 25 一部改正)
この改正は 2002 年 5 月 25 日から施行する。(第 14 条関係)
- 附 則 (2004. 6. 5 一部改正)
この改正は 2004 年 6 月 5 日から施行する。(第 1 条関係、第 2 条関係、第 3 条関係、第 4 条関係、第 6 条関係)
- 附 則 (2006. 5. 13 一部改正)
この改正は 2006 年 5 月 13 日から施行する。(第 7 条関係、第 12 条関係)
- 附 則 (2008. 5. 24 一部改正)
この改正は 2008 年 5 月 24 日から施行する。(第 6 条関係)
- 附 則 (2009. 5. 3 一部改正)
この改正は 2009 年 5 月 3 日から施行する。(第 12 条関係)
- 附 則 (2016. 5. 14 一部改正)
この改正は 2016 年 5 月 14 日から施行する。
(第 3 条関係、第 4 条関係、第 6 条関係、第 7 条関係、第 8 条関係、第 9 条関係、第 10 条関係、第 11 条関係、第 12 条関係、第 13 条関係、第 15 条関係、第 17 条関係、第 18 条関係、第 19 条関係)
- 附 則 (2023. 6. 24 一部改正)
この改正は 2023 年 6 月 24 日から施行する。
(第 18 条関係)

同窓会組織図

